パート職員等加入後の負担金事業について

資　　料

**２**

１　負担金事業の現状と今後の見込み

(1)　組合員数及び平均給料等月額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現行（常勤） | 新規（パート職員等） | 加入後 | 増減率 |
| 組合員数 | 6,418人 | 3,094人 | 9,512人 | 48%**↑** |
| 平均給料等月額 | 300,014円 | 165,193円 | 256,160円 | 15%**↓** |

※「現行（常勤）」は，令和3年4月1日現在。

※「新規（パート職員等）」は，令和3年7月1日現在（共済組合調査結果）。

（単位：千円）

(2)　負担金事業の収支見込み

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現行（常勤） | 新規（パート職員等） | 加入後 | 増減率 |
| 負担金額 | 46,212 | 12,266 | 58,478 | 26%**↑** |
| 給付･事業額 | 59,253 | 24,399 | 83,652 | 41%**↑** |
| 収支差額 | ▲13,041 | ▲12,133 | ▲25,174 | 93%**↑** |

　　※「給付･事業額」は，過去5年間の一人当たり給付額から試算。

⇒　現行の収支差額は，福利厚生基金からの繰入金で対応している。

２　対応（案）

　(1)　基本方針

　　①　常勤職員と同様の負担金事業を実施する（貸付は除く）。

　　　　　ただし，令和4年度分の文化体育振興費については，年度中途のため，対象としない。

　　②　負担金額と給付・事業額の収支差額については，引き続き福利厚生基金からの繰入金で対応する。

　　　　※令和2年度末基金残高　約16億円（旧脱退還付金支払分8億円）

　　③　5年に一度程度，給付内容及び負担率の点検・見直しを行う。

　(2)　負担金

　　①　令和5年度以降

・給料月額の総額に2/1000を乗じて得た額から，一人当たり年間6,000円の定額へ移行する。

　　　　　※58,478千円÷9,512人=6,147円　⇒　6,000円

・負担金は，毎年度4月1日の全組合員数をもとに算出し，当該年度の6月末日までに一括納付する。

・年度途中の組合員数の増減による負担金の追加及び返金は，行わない。

　　②　令和4年度

　　　・パート職員等に係る負担金については，徴収しない。